

## 第141回香川県大規模小売店舗立地審査会 議事概要

1 日 時：令和7年1月23日（木） 9時00分から11時00分

2 場 所：香川県庁 本館12階 第5会議室

3 出席委員：7名中7名

4 概 要：

### (1)「高橋ふとん十川西町店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委 員：出入口の北側に新設する酒類販売店の広告塔はどのような形状か。また、広告塔新設後の出入口の視認性については問題ないか。

届出者：広告板の左右に1本ずつ脚柱が付いた形である。広告塔の設置場所は出入口の視認性に影響を与えない位置としている。

(審査結果)

会 長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺の生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

### (2)「ドラッグコスモス飯田店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委 員：自転車が来店する場合、敷地南側の歩行者・自転車用通路を通過して駐輪場へ行く動線は途中で風除室の前を通るため、自転車と歩行者が交錯する危険性がある。施設の配置変更や注意喚起等、対策を検討できないか。

届出者：歩行者・自転車用通路は主に歩行者に使ってもらいたい通路であり、通路幅を狭く設計している。自転車に乗ったままでは通行しにくく、来客が自転車から降りて通行することを想定している。

委 員：承知した。開店後に問題が発生した場合は、「自転車から降りて通行してください」の注意喚起看板の設置等を検討していただきたい。

届出者：来店客の動線を見て考えていきたい。

(審査結果)

会 長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺の生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(以上)